

「食べきり協力店」登録実施要領

横浜市資源循環局 事業系対策部 一般廃棄物対策課

1 目的

事業所から排出される食べ残し等による生ごみの削減を推進するため、食べ残し等の削減に取り組む飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介する事で、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

横浜市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1) 小盛りメニュー等の導入

例：ごはんの量の調節、小盛りメニューの設定、ハーフサイズメニューの設定 等

(2) 持ち帰り希望者への対応

例：消費期限等を説明した上での持ち帰り提供、持ち帰り可能な店内案内、持ち帰り容器の設置 等

(3) 食べ残しを減らすための呼びかけ実践

例：注文受付時に適量注文を呼びかける、食べきり協力店である旨の呼びかけ、宴会での食べきりの呼びかけ 等

(4) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施

(5) 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

4 取組内容

(1) 協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、生ごみの発生抑制に努める。

(2) 協力店は、交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へこの取組について、積極的にPRし周知を図る。

(3) 協力店は、横浜市で実施する取組に関する各調査へ協力するものとする。

5 申請方法

(1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書(様式1)を資源循環局一般廃棄物対策課へ郵送、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出する。

(2) 一般廃棄物対策課は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録

者名簿へ記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

6 登録店舗の紹介

横浜市は、登録店舗での取組内容等について、資源循環局ホームページで紹介する。

なお、申請者は応募した時点で店舗情報を資源循環局ホームページへ掲載することを承諾したものとする。

7 登録の中止

(1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式2）を一般廃棄物対策課へ届けるとともに、ステッカー等の掲示を取りやめること。

(2) 一般廃棄物対策課は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申請書（様式1）に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに、内容変更届（様式3）を一般廃棄物対策課へ提出するものとする。

9 登録の抹消

(1) 横浜市は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

(2) 登録を抹消された協力店は、すみやかにステッカー等の掲示を取りやめること。

附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。